

師崎商工会レンタカー貸渡約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 師崎商工会（以下「本会」という。）は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。

なお、この約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

2 本会は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがある。特約した場合には、その特約が優先するものとする。

第2章 貸渡契約

(予約)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約をすることができるものとし、本会は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。

2 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとする。

3 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとする。

4 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ本会の承諾を受けなければならない。

(貸渡契約の締結)

第3条 本会は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結する。

なお、本会は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しをとることがある。

2 貸渡契約の申し込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとする。

3 本会は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受ける。

(貸渡契約の成立等)

第4条 貸渡契約は、本会が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとする。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。

2 本会は、事故、盗難その他本会の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、借受人の申し入れにより、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」という。）を貸し渡すことができるものとする。

3 前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、本会は予約を取り消すことができる。

(貸渡契約の解除)

第5条 本会は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとする。この場合には、本会が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとする。

- (1) この約款に違反したとき。
- (2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
- (3) 第9条各号に該当することとなったとき。

2 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第22条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとする。

(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

第6条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとする。

2 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を本会に連絡するものとする。

(中途解約)

第7条 借受人は、借受期間中であっても、本会の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとする。この場合には、借受人は、第25条の中途解約手数料を支払うものとする。

- 2 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中にレンタカーを返還したときは、貸渡契約を解約したものとする。
- 3 前項によりレンタカーを返還したときは、本会は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとする。

(借受条件の変更)

第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ本会の承諾を受けなければならないものとする。

2 本会は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことある。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 本会は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができる。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な資格の有効な運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡時の運転者とが異なるとき。
- (5) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (6) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。)において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

第3章 貸渡自動車

(開始日時等)

第10条 本会は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定める

レンタカーを貸し渡すものとする。

(貸渡方法等)

- 第11条 本会は、借受人が本会と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとする。
- 2 本会は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとする。
- 3 本会は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとする。

第4章 貸渡料金

(貸渡料金)

- 第12条 本会が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金表によるものとする。
- 2 本会が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とする。

(貸渡料金改定に伴う処置)

- 第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約をして後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、貸渡料金は予約のときに適用した料金表によるものとする。

第5章 責任

(定期点検整備)

- 第14条 本会は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとする。

(日常点検整備)

- 第15条 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならない。

(借受人の管理責任)

- 第16条 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。
- 2 前項の管理責任者は、レンタカーの引渡しを受けたときに始まり、本会に返還したときに終わるものとする。

(禁止行為)

- 第17条 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならない。
- (1) 本会の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等本会の所有権を侵害することと

なる一切の行為をすること。

- (3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (4) 本会の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 本会の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

(自動車貸渡証の携帯義務等)

第18条 借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならない。

- 2 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を本会に通知しなければならない。

(賠償責任)

第19条 借受人は、レンタカーを使用して第三者又は本会に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、借受人の責めに帰さない事由による場合を除く。

第6章 自動車事故の処置等

(事故処理)

第20条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに事故の状況等を本会に報告すること。
 - (2) 当該事故に関し、本会及び本会が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするとき、あらかじめ本会の承諾を受けること。
 - (4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、本会又は本会の指定する工場で行うこと。
- 2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとする。
 - 3 本会は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

(補償)

第21条 本会は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び本会の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害賠償責任を次の限度内においててん補するものとする。

- (1) 対人補償 1名限度額 無制限 (自動車損害賠償責任保険を含む。)
 - (2) 対物補償 1事故限度額 無制限 (免責額 5万円)
 - (3) 車輛補償 1事故限度額 時価額 (免責額 マイクロバス 10万円・その他 5万円)
 - (4) 搭乗者補償 1事故限度額 500万円
- 2 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とする。
 - 3 本会が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、

借受人は、直ちにその超過額を本会に弁済するものとする。

(故障等の処置等)

第22条 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、本会に連絡するとともに、本会の指示に従うものとする。

2 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとする。

3 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存じた瑕疵により使用不能となった場合には、本会からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとする。

4 借受人は、前項に定める処置を除きレンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について本会に請求できないものとする。

(不可抗力事由による免責)

第23条 本会は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとする。借受人は、この場合、直ちに本会に連絡し、本会の指示に従うものとする。

2 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、本会がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について本会の責任を問わないものとする。本会は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとする。

第7章 取り消し、払戻し等

(予約の取消し等)

第24条 借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとする。この予約取消手数料の支払いがあったとき、本会は予約申込金を返納するものとする。

2 本会は、第2条の予約を受けたにもかかわらず、本会の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとする。

3 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の理由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとする。この場合、本会は予約申込金を返納するものとする。

4 本会及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前1項又は2項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

(中途解約手数料)

第25条 借受人は、第7条第1項の中途解約した場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとする。

中途解約手数料 = {(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)} × 100%

(貸渡料金の払戻し)

第26条 本会は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受

人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとする。

- (1) 第5条第2項により借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額
 - (2) 第6条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
 - (3) 第7条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から貸渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
- 2 前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとする。

第8章 返還

(レンタカーの確認等)

第27条 借受人は、レンタカーを本会に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとする。

- 2 本会は、レンタカーの返還に当たって借受人の立ち合いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとする。
- 3 借受人は、レンタカーの返還に当たって、本会の立合いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、本会は、返還後の遺留品について責を負わないものとする。

(レンタカーの返還時期等)

第28条 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとする。

- 2 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとする。

(レンタカーの返還場所等)

第29条 レンタカーの返還は、第3条第2項により、明示した返還場所に返還するものとする。ただし、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとする。

- 2 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとする。
- 3 借受人は、第8条第1項による本会の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約金を支払うものとする。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×100%

(レンタカーが乗り逃げされた場合の処置)

第30条 本会には、借受人が貸渡期間満了のときから72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、本会の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど、法的手続のほか、(社)全国レンタカー協会へ乗り逃げ被害報告をする等の措置をするものとする。

- 2 本会は前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとする。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第19条の定めにより本会に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の探索に要した費

用を負担するものとする。

(信用情報の登録と利用の合意)

第31条 借受人は、前条に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとする。

第9章 雑則

(個人情報の利用目的)

第32条 本会が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

- (1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務づけられている事項を遂行するため。
 - (2) 借受人に、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
 - (3) 借受人の本人確認及び審査をするため。
 - (4) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的以外に借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行うものとする。

(消費税)

第33条 借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含む)を別途本会に対して支払うものとする。

(遅延損害金)

第34条 借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、本会に対し年率26.28%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(契約の細則)

第35条 本会は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとする。

- 2 本会は、別に細則を定めたときは、本会の営業所に掲示するとともに、本会の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとする。又これを変更した場合も同様とする。

(管轄裁判所)

第36条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、本会の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

附 則

この約款は、令和4年4月25日から施行する。